

中東百年紛争史（第1回）

— 紛争の根源はどこに —

The History of a century-long Conflict in Middle East (the first series)

森 戸 幸 次

序説 — 問題提起

第1章 概観 — 中東百年紛争

第2章 ユダヤ民族主義の歴史と構造 — 「シオニズム」の根源はどこに

序説 — 問題提起

「現実性は単なる現象とは区別される。現実こそが全く理性的なものであって、理性的でないものは現実的とは見なされない」（ヘーゲル）¹⁾

ちょうど百年前、第一次世界大戦（1914年～18年）後のパレスチナは2つの民族運動を紡ぐ闘争史になった²⁾。長年所有して来たものを守ろうとする側と、2千年間所有して来なかったものを得ようとする側の対立が百年間続いている。前者は、自らの主張を基礎付

ける根拠として、〈土地の所有権〉に依拠し、後者は、パレスチナとの聖書の時代からの歴史的な結びつきを基礎付ける〈歴史的な権利〉に依拠し、過去百年間だけで幾次に及ぶ流血の果てしない戦争・闘争を繰り返して、今や世界で最も根が深く、最も長く続き、最も解決が至難な、21世紀の地域紛争になってしまった。

この百年間を概観して、〈歴史的な権利〉に依拠するイスラエル側と、〈土地の所有権〉に依拠するアラブ側の立場について英国の歴史

1) ヘーゲル、『法の哲学』、世界の名著35『ヘーゲル』、中央公論社、昭和42年、p.169,p.289。田邊元「ヘーゲルに於ける理性的と現実的との一致」pp.23-53、『ヘーゲルとヘーゲル主義』所載論文、岩波書店、昭和6年。

2) 現在のパレスチナ（2万6千平方キロ）は、地中海の東岸からヨルダン川の西岸に至る細長い地帯。南北の長さ240キロ、東西の幅30～110キロ、面積は北海道の3分の1、四国の1.4倍にすぎない比較的狭い地域。しかし、歴史的には広義のパレスチナはシリア南部地方に属してヨルダン川東岸も含むが、第一次大戦後の1921年、ヨルダン川を境界に2分割され、東岸はパレスチナから分離され、今日のアラブ国家ヨルダン（9万7千平方キロ）となった。この地域はヨーロッパ・アジア・アフリカの3大陸を結ぶ十字路に位置し、イラクのメソポタミアからシリア地方にかけた「肥沃な三日月」の心臓部にあたるため、古代から諸々の民が争奪を繰り返す舞台となって来た。パレスチナの最古の民が誰かは謎だが、今日のアラブ人、ユダヤ人が属するセム族の移動を跡付けると、まずメソポタミアのアッカド族のサルゴン1世時代（紀元前2854～同2530）にパレスチナまで勢力を拡大、次にアムル族（旧約聖書はアモリ人）古バビロニア王国（紀元前2105～同1805）、そして第3番目にカナン族が紀元前2000年前後に登場、パレスチナを含めて全オリエントを支配したアッシリア族の王国（紀元前2134～同616年）とほぼ同時期に第4番目に移動して来たアラム族が紀元前12世紀以降、ダマスカスを中心に小王国を築いた。そしてこのアラム族のうち、メソポタミア地方からカナンの地をめざして波動的に移動する遊牧民が、大河（ユーフラテス河）から渡って来たものを意味するイブリーと呼ばれたヘブル族（ハビル/ハビル）であり、イスラエル民族の太祖アブラハムがカナンに初めて足を踏み入れたのは紀元前20～19世紀ごろだった。当時はパレスチナの語源となる欧州系の民ペリシテ国がガザを中心に栄えており、アブラハムの移住第一波、前14世紀第二波、前13世紀末第三波と押し寄せ、先住民との抗争の末、ユダ族を中心に「イスラエル王国」（紀元前1020～同586）を建国した。渡辺善太『出エジプト以前-セム・ヘブル・イスラエル原始像』、日本キリスト教出版局、1972年。W.D.デーヴィス『ユダヤ教の国土観』、聖書研究シリーズ36、*The Territorial Dimension of Judaism*、教文館、1982年。

家で百年前の第一次大戦の戦後処理を決めた1919年のパリ講和会議で中東部会を担当したアーノルド・トインビーは、次のように要約する³⁾。

イスラエル側からの視点～「歴史的な権利」の正当性

「私たちユダヤ人は、紀元前13世紀にパレスチナの大半の土地を征服したイスラエル12氏族のユダ族の生きた代表であり、紀元前587年新バビロニア帝国によってこの<ユダ王国>が滅亡するまで7百年間、征服の地パレスチナを所有して来た。その後、ほぼ半世紀後に帰還し、西暦135年ローマ帝国によってパレスチナから追放されるまで773年間もこのユダの土地を所有して来た。これまで私たちユダヤ人が<イスラエルの土地>と呼ぶパレスチナに対する権利を決して放棄したことはなかったし、この土地を取り戻すことを、いつも希望し、これを信じて、この旨を宣言して来た。パレスチナの土地は私たちのものです。その後、一千八百八十三年の長い歳月を経て、1918年にパレスチナの地に足場を回復、以後、半世紀をかけて、懸命な労働と能力、そして軍事的な勇敢さをこの地に捧げた結果、私たちはついに今日のイスラエル国家を築き上げたのです。私たちをパレスチナからまたもや追い出そうとするアラブ側に対し、これまで幾度も彼らを打ちのめすような大打撃を加えて来た。私たちは、他の諸民族や私たちの父祖のようにもう一度自分たちの国を所有したいのです。私たちには、自らの国を所有する必要性が存在するのです。4世紀ローマ帝国がキリスト教を国教化して以降、私たちユダヤ人は自分たちが暮らす西欧のキリスト教徒によって罰せられ、迫害され、そして西欧人であるドイツ人の手による、未曾有のジェノサイド（集団大虐殺）がその犯罪の極みである。このようなジェノサイドを二度と私たちユダヤ人は、このイスラエルの地でアラブ側

に犯させるつもりは断じてない」⁴⁾

パレスチナ側からの視点～「土地所有の権利」の正当性

「私たちパレスチナに住むアラブ人は、住民の90%がアラブ人であり、西暦7世紀東ローマのビザンティン帝国領パレスチナを征服して以来、1918年まで自分たちがパレスチナの地を所有して来た。ところが、同年以降、このアラブ世界の心臓部に、ある闘争的かつ侵略的な外来の集団が押し入り、私たちの抗議を無視して強行された。このユダヤ人シオニストの侵略者たちは英国軍の武器によって保護され、アラブ側を上回る十分な力を蓄積したあと、英国が退散したため、私たちパレスチナに住むアラブ人に今後の運命がゆだねられた。パレスチナ人90万人は自分たちの家屋と財産を奪われ、わずかな施し物を頼りに生きる難民と化した。家に戻り財産を取り戻そうとする難民は、祖国と財産を奪ったイスラエル側から発砲される。他方、家屋を喪失しなかったパレスチナのアラブ人はイスラエルの法の下で第2級の市民として扱われる。イスラエル側が武力で獲得したパレスチナの領域は地中海からエilatの紅海まで広がっており、アラブ世界を真二つに分断している。パレスチナに住むアラブ人へのイスラエル側の犯罪は明白だが、こうした犯罪行為を何もアラブ側がユダヤ人に犯した訳ではないだろう。私たちがローマ領パレスチナを征服したあとは、ユダヤ人には5百年ぶりにジュディア（ヨルダン川西岸南部）への居住を許可して来たし、また預言者ムハンマドも、イスラムの支配下では法を遵守するユダヤ人やキリスト教徒への保護を命じるなど、西欧がユダヤ人に与えた待遇に比べても立派だった。ドイツがユダヤ人絶滅を画策するなど西欧の諸民族が犯した犯罪に対する代償を、私たちパレスチナのアラブ人が今払わせられている。

第二次世界大戦の勝利者たちとりわけ米国

3) Editer : Majdia D. Khadduri, *The Arab-Israeli Impasse*, ROBERT B.LUCE .INC.WASHINGTON, 1968, Arnold J.Toynbee, THE MIDDLE EAST AND

PRESENT, pp.41-50.

4) Ibid., pp.41-42.

は、ドイツがユダヤ人に犯した犯罪をアラブ人に払わせた。西洋の目から見ると、ドイツは確かに犯罪を犯したが、彼らにとっては同僚・仲間であり、特権を付与されている。私たちパレスチナのアラブ人は人権を付与されない単なる動物相（FAUNA）の土着民（NATIVES）。これに対し、イスラエルは、西側から耳を傾けてもらえて同情され、支持される。西側諸国でユダヤ人は資金力や、アラブ人にはない集票のパワーを有し、西側には、ユダヤ人への過去の待遇に良心の負い目を感じている。西側としては、できるならば、西側自らの犠牲ではなく、私たちアラブ人の犠牲によって償いたい、と望んでいる。

しかしながら、こうした不正義に私たちパレスチナのアラブ人は決して屈することはない。アラブ世界に対するイスラエルの侵略者たちは西側の新帝国主義の先鋒であり、西側の侵略は中世の時代、十字軍によっておよそ2百年間続いたが、アラブ側はこれを最終的に追い払った。イスラエルに対しても、私たちは、どんなに長くなろうと、彼らを追い払うだろう⁵⁾

こうしたイスラエル側、パレスチナ側双方の主張に対し、歴史家トンビーは以下のように判定を下している。

トインビーによる歴史家の審判

(A) イスラエル側の主張する「歴史的な権利」は時効の法令に基づき正当性がない — (理由) パレスチナに住むアラブ人はイスラエルが建国された1948年まで、1300年間定住して来た。この時間の長さは、パレスチナに住み続け、自分たちの所有する家屋や土地などの資産を所有するという時効の法令に基づく権利をアラブ人側に付与するものである。パレスチナを再占拠する権利を持つというユダヤ人側の主張には時効が適用される。イスラエルには、実際になされたことだが、パレスチナに住むアラブ人を彼らの家屋から閉め出して彼らの財産

を奪う権利はない。ユダヤ人側の主張のうち、ドイツに対する補償要求（大量虐殺への補償）は100%正当化される。だが、ユダヤ人に対する西側の犯罪の数々を理由に自国を所有する権利を付与されるべきであるとの彼らの主張は正当化されない（UNREASONABLE）。このユダヤ側の主張を当てはめれば、ユダヤ人国家の場所として、ドイツのラインラントなどの領土が付与されるべきであり、決してアラブの領土ではない。ドイツでユダヤ人に対する迫害が始まった時、このユダヤ人の難民はすべて英国と米国の領土内に避難、亡命、保護されるべきであった。パレスチナにこの負担を課すべきではなかった。現地では当時、ユダヤ人とアラブ人の関係はすでに緊張しており、これによってさらに緊張が高まることは避けられなかったからである。亡国から一千八百八十三年後に再びパレスチナの所有権を回復できるというユダヤ側の主張は、(補償を要求する) ドイツに対する主張とは明らかに性質が異なる。この〈歴史的な権利〉に基づく主張のほうは、パレスチナに住むアラブ人側の権利と両立する場合に限って唯一正当化できるものである。ユダヤ人は過去の二つの時期においてかつてユダ王国の領土だったパレスチナの領域にアクセスできる権利を有しており、ユダヤ人にはヨルダン川西岸南部のジュディアの地に宗教上の目的のため居住する権利がある。また、パレスチナに住むアラブ人住民の同意があれば、ユダヤ人はアラブ人の土地所有者からパレスチナの土地を購入し、アラブ人口を脅かさない程度の人数に限って入植し、そこに移民する権利を有する。しかし、ユダヤ人側は、現在イスラエル国家になっているパレスチナの領土を軍事力によって奪い、アラブ住民をイスラエルの第二級市民としたり、あるいはアラブ人の家屋や財産を奪って難民に追い込んだりする権利はない。

(B) イスラエル国家は、パレスチナにおける「既成事実」として受け入れられることが必要 — (理由) イスラエル国家が現存し、

⁵⁾ Ibid., pp.42-43.

イスラエル国民も存在していることは今や既定の事実であり、こうした既定事実をもはや元に戻すことはできない。もし仮にこれを元に戻すことになれば、今度は「イスラエル難民」という新たな難民の大群を生み出してしまふことになる。もし仮に私やあなたがアラブ人だとしたら、私たちは、アラブ人が現在感じていることと同じ事をイスラエルについても感じるべきである。

(C) 中東百年紛争の解決への道程 - このアラブ・イスラエル紛争を解決するためには、今日、二つの主要な和平への障害が横たわっている。

(I) ひとつ目は、アラブ側にとっては、イスラエル国家の建設を1948年の休戦ライン内に容認することは既成事実であり、これをアラブ側も承認し、受け入れなければならない、という厳しい事実を受け入れる用意がまだないことである。

(II) 二つ目は、パレスチナ人が現在陥っている窮状と苦境である。

この (I) と (II) の二つの障害は相互に絡み合っており、これが克服されない限り、これが乗り越えられて最終的に解決されるまでは、このアラブ・イスラエル紛争は今後も続くことになるだろう⁶⁾。

問題提起と検討課題

以上、百年前の紛争解決に関わったトインビーの歴史家目を通して、アラブ・イスラエル紛争を概観し、双方の立場の正当性の法的根拠について考えてみたが、このトインビーの「審判」によって、イスラエル側が主張する「歴史的な権利」にはすでに時効が成立してこれは無効だが、パレスチナ側が主張する「土地所有の権利」については正当性があることが認定された、と私たちも判断して差し支えないだろう。そしてトインビーは、この

紛争の最終的な見通しについて、アラブ側がイスラエル国家の生存権を既定事実として受け入れない限り、また、今日のパレスチナ人の窮状が救済されない限り、紛争は果てしなく続くだろうと結論付けている。この判断にも、私たちは同意せざるを得ないだろう。

しかし、この判断が出てからその後半世紀が経過したが、紛争当事者の対決は依然として続いており、紛争の基本的な性格と対立構造はほとんど変わっていない。むしろ21世紀に持ち越されてますます深刻化し、エスカレートしているのが現状といえる。これはいったいなぜだろうか。

ここで、この紛争に対する基本的な論点をあらためて整理すると、以下の4点に集約される。

- (1) (第1局面) =紛争の根源はどこにあるのか
- (2) (第2局面) =紛争はいかに根強く、根が深いのか
- (3) (第3局面) =紛争は現在、どうなっているのか
- (4) (第4局面) =紛争は将来、解決可能なのか

そして、この紛争の解決へ向けた問題解決のアジェンダも以下の4点に集約される。

- (1) (第1段階) =イスラエル側がアラブ側に要求すること→アラブ側によるイスラエル国家の承認問題
- (2) (第2段階) =アラブ側がイスラエル側に要求すること→イスラエル側によるアラブ被占領地からの撤退・返還問題
- (3) (第3段階) =パレスチナ人が民族自決権利を行使すること→「パレスチナ国家」の樹立問題
- (4) (最終段階) =聖地エルサレムの帰属を確定すること→ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の管理・支配権問題

このような長い歴史と複雑な構造を有するイスラエル側とパレスチナ側の対立に根差した地域紛争をいったい私たちはどのように理解し、これを解きほぐすことができるのだ

⁶⁾ Ibid., pp.44-50.

ろうか。そもそも百年におよぶ紛争の根源は、いったいどこにあるのだろうか。この紛争を帰属未定の地に国造りを目指すユダヤ人（イスラエル人）とアラブ人（パレスチナ人）による双方の民族主義の闘争と位置付けて、パレスチナのアラブ民族主義=「パレスチナ・ナショナリズム」とユダヤ民族主義=「シオニズム」という両民族による闘争の系譜を、ここであらためて整理しておきたい⁷⁾。

第1章 概観 — 中東百年紛争

19世紀後半、オスマントルコ帝国支配下のパレスチナを舞台に民族紛争が発生し、ユダヤ民族主義とパレスチナ民族主義の2つのナショナリズムが歴史に登場した。

まず、前者は、ユダヤ教のメシア（救世主）思想に影響を受けながら、欧州に放浪するディアスポラ（離散）のユダヤ人が異邦世界に同化できず、差別・迫害・追放・屈辱の苦難の歴史の中から、近・現代に入って「シオニズム」⁸⁾という政治運動を見だし、生成・発展して来た、欧州に起源をもつ19世紀型のナショナリズムである⁹⁾。19世紀の欧州は民族を土台に近代国民国家を形成する「ナショナリズム」の時代を迎え、ディアスポラ・ユダヤ人の同化の過程で、ロシアなど中・東欧のボグロム（虐殺）に見られるように各地で反ユダヤ主義を引き起こした。ユダヤ人が個

人レベルで異邦世界に溶け込む道が困難視された時、欧州の「ユダヤ人問題」を解決するには、もはや個人の同化ではなく、「ユダヤ社会全体がナショナルな共同体の特質を見つけて、正常な経済・社会構造、ナショナル意識、領土を備えた故郷、そして政治的独立を獲得する道」(アルバート・フーラーニー)¹⁰⁾へと向かった。

他方、後者は、郷土（パレスチナ）、宗教（イスラム教）、母語（アラビア語）、を共有するアラブ共同体意識（Arabism/Uruba）を中核に共通の価値体系を維持し、これを脅かす外部からの侵略に対して団結して自己防衛する求心力を働かせる。アラブ民族の住む領土（パレスチナ）が脅かされれば、地元の住民（パレスチナ人）は、アラブ民族主義の名のもとに連帯し、いかなる犠牲を払ってでもこれに抵抗して自らの運命を決定できる民族自決の道へ向かう。これは、西欧列強の帝国主義によって植民地化されたアジア・アフリカで民族解放運動の原動力となった20世紀型ナショナリズムの系譜に連なる。

第一次世界大戦とオスマントルコ帝国の崩壊

こうした2つのナショナリズム運動ととって、第1次世界大戦（1914年～1918年）は、民族自決に基づいて自らの目的を実現するための格好の機会であった。「シオニズム」

7) 「民族主義（ナショナリズム）は、あらゆる社会において見いだされる二つの要素が形成されるには必ず存在する。一つは連帯意識の要素で、(1) ある特定集団の中に存在する感情の緊密さ、(2) 反応の類似性、(3) 言語・習慣・記憶・祖先といった共通の特徴に基づく理解と共感-がその具体的な内容。もう一つは、共通の目的を達成するために協同作業する意思のことで、このためには集団の一員としていかなる犠牲も払うと信じている。この共通の意思は (1) と (2) と (3) に由来し、特定集団に属するメンバーが連帯意識と共通の特徴を維持することが自分たちにとって共通の目的と受け止めた時、民族主義が産ぶ声を上げる。国造りの手段として共通の目的を達成しようとする試みが企図される時、まさに民族主義は出現する」(Albert H. Hourani, *SIRIA AND LEBANON*, Oxford University Press, 1946, pp.97-98.)

8) シオン（Zion）はエルサレムの雅号で、「シオンの丘」は同市旧市街の南端に位置し、旧約聖書の時代に、古代イスラエル王国(紀元前11世紀～同6世紀)の第3代ソロモン王が神殿を建立、「バビロン捕囚」(紀元前586～同538)から帰還したユダヤ人が第2神殿として再建、ローマ保護領下のヘロデ王が紀元前20年頃大改修、現在「嘆きの壁」として知られる石壁はイエス時代の神殿境内を囲む西の石壁の一部。西暦70年以降、ローマ支配から追放されて世界各地に離散（ディアスポラ）、いつの日か父祖の地に帰る望郷の思いを込めて「シオンの地」への帰還をめざす国造り運動を「シオニズム」という。この「神殿の丘」中央に西暦7世紀末、イスラム教開祖ムハンマドが昇天したとされる金色の「岩のドーム」が建立され、南側に「アルアクサ・モスク」がある。

9) シオニズムの歴史についてWater Laquer *The HISTORY OF ZIONISM*, Weidenfeld & Nicolson, London, Third edition, 2003.参照。(ウオルター・ラカー、『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』、高坂誠訳、第三書館、1987年)。Howard M.Sachar, *A HISTORY OF ISRAEL*, Alfred A.Knopf, New York, Second edition, 2006.

10) Hourani, *SIRIA AND LEBANON*, p.106.

を掲げるユダヤ民族主義はバルフォア宣言(1917年)¹¹⁾、アラブ民族主義はフセイン・マクマホン書簡(1915年～1916年)¹²⁾を通して、それぞれがパレスチナに建国する約束を英国から与えられ、この土地を領有する権利を獲得した。前者は、聖書の時代に預言者アブラハムが神から与えられた「約束の地」に建国したという、父祖の地に対する「歴史的な権利」(Historical Rights)を主張、また、後者は、地元住民の数世紀に及ぶ「土地所有権」(Rights of Land Possession)を根拠に自らの立場を正当化した。だが、元はと言えば、この英国の「二重約束」は、東方の中東・アフリカ戦線で苦

境に立たされた戦局を立て直すために英帝国主義がなりふり構わず演じた「2枚舌外交」の産物であり、そこにはフランス・ロシアなど欧州列強との間で戦後の「中東分割」を画策した帝国主義の野望(サイクス・ピコの密約/1916年)¹³⁾が隠されていた。

歴史的悲劇の始まり

かくして百年前、パレスチナを舞台にユダヤ民族主義とパレスチナ・アラブ民族主義が激しくぶつかり合う最大の民族紛争の幕が切って落とされた。

歴史家ウオルター・ラカーはこの紛争の本

- 11) パレスチナをめぐる中東百年紛争の転機を画する歴史的文書。これによってシオニズム運動が英国から正式に認知されてお墨付きを得た。原文は大英帝国博物館に古文書として保管されている。第一次大戦中の1917年11月2日、バルフォア外相はユダヤ人のロスチャイルド卿にあてて、「親愛なるロスチャイルド卿 私は、陛下の政府を代表して、ユダヤ人のシオニストの希求 (aspirations) に sympathy(共感/同感/賛成)する以下の宣言を貴下に対して大きな喜びを持ってお伝えします。「(1) 陛下の政府は、ユダヤ民族 (people) のためのナショナルホーム (民族の故郷/national home) をパレスチナの中 (IN Palestine) に樹立することに favour(好意/賛成/支持/支援)を持って見て (view) おり、この目的の達成を容易にするために最善を尽くします。(2) この場合、パレスチナに存在する非ユダヤ人コミュニティーの市民的、宗教的な諸権利、あるいはまた、他国においてユダヤ人が享受している諸権利および政治的地位を損なうことがなきよう、はっきりと理解されることとします。私は、貴下がこの宣言をシオニスト連盟に知らせていただけることに感謝致します。Arther Balfour」。Edi, John Norton Moore, *The Arab -Israel Conflict*, Volume III : Documents, Princeton University Press, 1974, 6 The Balfour Declaration, November 2, 1917.
- 12) 英国が敵国ドイツと同盟するオスマントルコ帝国支配下のアラブ人から戦争協力を取り付けるために戦後のアラブ独立を約束、アラブ民族の将来の建国にお墨付きを与えた歴史的な文書。1915年7月～1916年3月に英国の駐エジプト高等弁務官ヘンリ・マクマホン卿とメッカのシェリフ(太主)フセインとの間で交換した10通の書簡のうち、1915年10月24日付の第2通目は「英国はメッカのシェリフによって要求されている境界内のすべての諸地域でアラブ人の独立を承認し、これを支持する用意がある」と、アラブの独立を宣言。このアラブ独立地域の範囲については、英国政府が公表した文書(Public Record Office, Cabinet papers / 地図添付)の中で、「パレスチナの地位はこうなります。1915年10月にフセインに与えたわれわれの誓約 (commitment) によれば、パレスチナは、将来、大英帝国がアラブ人のために独立させるとの約束を与えた諸地域の中に含まれています」(1918年11月27日の戦時内閣東方委員会の会合での座長カーゾン卿の発言)。Phillip Knightley Colin Simson, *The secret Lives of Lawrence of Arabia*, Times Newspapers Ltd, 1969, p106.
- 13) 第一次大戦中の1916年5月16日、英国、仏、露がオスマントルコ領の中東アラブを分割した秘密協定。英国の「(1) 仏と英国は、付属地図に示されたA地域とB地域においてアラブ首長のもとにある独立アラブ国家ないしアラブ国家連合を支持し、保護する用意がある。(2) 仏は青地域で、英国は赤地域で両国が望み、かつアラブ国との取り決めにあつたといふとみなす直接ないし間接的な統治・支配を樹立することが許される。(3) 茶地域は、国際統治下に置かれる。これは、露との協議を経て、ほかの連合諸国およびメッカの太主代表と協議したのち、その統治携帯が決定される」。英国のマイク・サイクス卿(内閣官房次官/中東専門家)と仏のジョルジュ・ピコ(元ペイルート駐在総領事)が、露代表とともに、マクマホン書簡交換直後の1916年3月半ば、トルコ領の分割をめぐる秘密交渉を開始、同年5月半ばに秘密協定が成立した。大戦後の1920年4月、対トルコ領の戦後処理を協議したサンレモ会議で、メソポタミア(イラク)とパレスチナは英国、シリアは仏による国際連盟の承認を受けて委任統治が決まったが、英委任統治下のパレスチナはバルフォア宣言に基づいて統治され、「英国の委任統治はパレスチナ地域がユダヤ人にとって民族の郷土 (Home Land) を獲得できるようになるまで政治的、行政的、経済的な諸条件を確保することに責任を負う」(全28条)。パレスチナの委任当治領は、地中海東岸からヨルダン川の東岸までを含む地域(北はレバノン、シリア国境、南はガザ地区を結ぶ境界線で、現在ヨルダン国のヨルダン川東岸地域は外され、この結果、ヨルダン川西岸から地中海にいたる細長い地帯(面積2万6323平方キロ=現在のイスラエル約2万平方キロ、ヨルダン川西岸6169平方キロ、ガザ地区360平方キロ)になった。Moore, *The Arab-Israel Conflict*, Volume III : Documents, The Sykes-Picot Agreement, MAY 16, 1916. pp.24-28. Mandate for Palestine, pp.74-84.

質を簡潔に要約する。

「シオニスト運動の歴史的悲劇は、歴史の舞台上に登場した時、もはや自由になる空間が存在しなかったことだった。パレスチナの人口は希薄だったが、無人の地ではなかった。当時この地方はオスマントルコ帝国の一部で、アラブ民族運動はまだ存在していなかった。しかし、アラブ民族運動はシオニスト運動とほぼ同時に発展したのであり、両者は衝突を余儀なくされた。イスラエル人とパレスチナ人の闘争はここ数十年ずっと続いており、終わりはまだ見えていない」¹⁴⁾

第2章 ユダヤ民族主義の歴史と構造 一

「シオニズム」の根源はどこに

ユダヤ民族の国造り運動の歴史は、19世紀末に欧州で始まった。ディオスポラのユダヤ人がパレスチナ(シオン)に帰還して建国をめざした政治的なシオニズム運動は、半世紀後の1948年5月に今日のユダヤ人国家=イスラエルの樹立で一応完結を見た。1948年5月、初代首相ベングリオンは建国を高らかに宣言した。

イスラエル建国 — 「シオニズム」運動の目的達成

「エレッツ・イスラエル(ヘブライ語でイスラエルの土地、パレスチナを指す)は、ユダヤ民族発祥の地である。ユダヤ民族の精神的、宗教的、民族的な特性はこの地で形成された。この地でユダヤ民族は最初の国家を樹立し、国家および世界の文化的な価値を創造、世界に聖書を与えた。その後、ユダヤ民族は、追放され、各地に四散しながらも、この地への忠誠を失わず、いずれは帰還し、政治的自由を回復しようと祈りと待望を決して止めなかった。このような歴史と伝統の愛着に駆り立てられて、幾世代もの間ユダヤ人は父祖の郷土に自らを蘇えらせようと努力し、過去数十年間、大挙してこの地に帰還した。

1897年、ユダヤ国家の精神的父テオドール・

ヘルツルの呼びかけのもと第1回シオニスト会議が開かれ、自らの国に民族の復活を図るというユダヤ民族の権利を宣言した。この権利は1917年11月2日、バルフォア宣言で承認され、国際連盟の委任統治はこれを再確認し、とりわけユダヤ民族とエレッツ・イスラエルの歴史的な結びつき、及び、民族の郷土を再建するというユダヤ民族の権利に対し国際的な承認を与えた。

欧州のユダヤ人数百万人が虐殺されるという、最近ユダヤ民族の身に降り掛かった破局は、エレッツ・イスラエルにユダヤ人国家を再び樹立することで、ホームレス(故国/郷土を持たない)ユダヤ民族の問題を解決する緊急性をはっきりと示した。これによって郷土の門戸はすべてのユダヤ人に開かれ、各国に平等の国際礼讓を保持する国家としての地位が与えられる。

ナチスによるホロコーストからの生存者は、ほかの国からやって来た人とともに、幾多の困難、制約、危険に屈することなく、エレッツ・イスラエルに移り続け、自らの民族郷土で尊厳と自由、そして誠実な辛苦の労働に勤しむ生活の権利の主張を決して止めなかった。

国連総会は1947年11月29日、エレッツ・イスラエルにユダヤ人国家を求める決議を採択し、この地の住民に対して同決議を履行するために必要な措置を取るよう要請した。ユダヤ民族が自らの国家を樹立する権利を国連が承認した事は、決して後に戻らない不可逆的であり、ほかのすべての諸国民と同様、自らの主権国家において自らの運命を支配するというユダヤ民族の自然の権利である。われわれのこうした自然の権利と歴史的な権利に依拠しつつ、国連総会決議の効力に従って、ここにわれわれは、エレッツ・イスラエルにイスラエル国家として知られるユダヤ人国家を樹立することを宣言する。

われわれは、イスラエル国内のアラブ住民に対し、平和を維持し、完全な平等と代表権に基づいて国家の建設に参画するよう呼びかける。また、我々は、すべての隣国とその国民に対し、平和と善隣の手を差し伸べ、自ら

¹⁴⁾ Laqueur, *THE HISTORY OF ZIONISM*, p. XIV.

の土地に定住した主権を有するユダヤ民族との間で協力し、相互に助け合う絆を築き合うよう、訴える」¹⁵⁾

このようなベングリオン建国宣言をあらためて読むと、「シオニズム」運動の目標はもうすでに十分達成されたといえるだろう。これは、シオニズムを立ち上げた1897年8月の第1回シオニスト会議で採択された綱領が「公法で保証されたユダヤ民族の郷土 (HOME) をパレスチナに創設する目的を実現するため、(1) 農業従事者、職人などの入植を組織的に推進する、(2) 民族の心=民族意識を高める、(3) 目的達成へ向けて必要とされる政府からの同意 (複数形) を獲得するため準備のステップを取る」、とされている事からも明白だ¹⁶⁾。

これまでイスラエル側の視点から見て来たように、ユダヤ民族はシオニズム運動を通して、(1) 聖書の時代から、パレスチナ=エレツ・イスラエルへの絶えることのない愛と土地取得に固執する〈神からの約束〉へのこだわり、(2) 亡国後のディアスポラ時代になってもなお、古代「イスラエル王国」を建設したパレスチナとの結びつきを根拠にしたユダヤ人の〈歴史的な権利〉への主張、(3) エレツ・イスラエルこそがユダヤ民族として安全に安心して生活を築くことが可能な唯一の場所・空間・時間であるという生存の必要性から生じる〈生活の権利〉への訴え—といった3つの目標を追求してきたが、この基本理念はイスラエル建国によってすべて成就された。この意味でシオニズムの厳密な定義から言えば、イスラエル国家を建設したシオニズム運動の闘争史は、「ポスト・シオニズム」の時代に入ったといえるだろう。

ここでシオニズムの歴史をもう少し掘り下げて概観すると、この運動の起源→生成→発展の過程は主に次のように時代区分される。

(I) 闘争第1期 (1880年代～1914年) =1880年代から第一次大戦までのシオニズム運

動の萌芽・形成期で、イスラエル国家建設へ向けた準備段階。東欧ポーランド生まれの理論的指導者レオン・スピケル (1821年～91年) や、東欧ハンガリー生まれのシオニズムの父テオドール・ヘルツル (1860年～1904年) らが先駆者。イスラエル中部リシオンレチオン (シンへの最初の者)、ペタチクバ (希望の門) は、シオニズムが現地に根を下ろした発祥の地として知られている。

(II) 闘争第2期 (1914年～1945年) =第一次大戦から第二次大戦までのシオニズムの成長・発展期で、将来のユダヤ人国家の礎 (いしずえ) となる基盤を確立した。英国は、第一次大戦を通してシオニズムにパレスチナへの民族郷土建設のお墨付きを与え、国際連盟から委任統治権を付与、ユダヤ移民の増加とともにユダヤ人国家を誕生させるための国際的な枠組みを与える役割を果たした。

(III) 闘争第3期 (1945年～現在) =第二次大戦後、ユダヤ人国家イスラエルを樹立、「シオニズム運動」は一応の区切りを迎えた。その後、1967年の第三次中東戦争でアラブの領土を次々に占領、ユダヤ人入植地を拡大し、占領の既成事実が固定されたことで、「ポスト・シオニズム」時代におけるユダヤ人国家の在り方が問われる時代を迎えている。

「シオニズム」をめぐる2つの評価

ここで、ユダヤ人がシオニズムをどう見て来たのかを紹介する。まずは、反シオニズムの立場から—「ホロコースト後、ユダヤ人にとって一時的な緊急避難・安息の場 (HAVEN) として建国された国家が、今やユダヤ人が住むためには最も安全ではない国になってしまったのは、悲劇としか言いようがない。イスラエルは、パレスチナ人のためだけではな

¹⁵⁾ Moore, *The Arab-Israel Conflict*, Volume III : Documents, Declaration of the Establishment of the

State of Israel, May 14, 1948, pp.348-351.

¹⁶⁾ Ibid.,p.4.

く、イスラエルや世界のユダヤ人のために、アラブ占領地から撤退すべきである。1990年代のオスロ合意の時代にイスラエルは占領地からの撤退に応じる意向を示したため、西側から歓迎されていた。しかし、今日のイスラエルは、ユダヤ人国家という理由ではなくて国際的な行動規範を常習的に犯す国として、否定的なイメージでみられている。国際社会のバリエアとしてならず者国家 (Rogue State) であり、世界平和の脅威になっている」¹⁷⁾。

次に、親シオニズムの立場から — 「私は熱烈なシオニストだが、そもそもシオニズムは1967年の第三次中東戦争でイスラエル側がユデア・サマリア (西岸・ガザ) という聖書時代の土地に出会ってしまったために変質し、再定義されるようになってしまった。占領はシオニズムそのものを高い負荷のかかるものに変えてしまい、イスラエル国外で非難されるイデオロギーとなった。そこで、私は、イスラエル側の隣人であるパレスチナ人の主権と尊厳に対する尊敬の念を持ってこのシオニズムの思想に限界線 (Boundaries) を定めるために戦ってきた。シオニズムの領土はもはや解決済みであり、国連に承認されて建国したので、普通の国になるために、正当に承認された国境線を越えた土地には住まない」¹⁸⁾。

「シオニズム」の矛盾構造

ここで、イスラエルにおけるシオニズム史研究の第一人者シュロモ・アブネリ (ヘブライ大学教授/政治哲学) の論考を基にシオニズム運動の歴史と構造を概観し、あらためてまとめてみよう。主にアブネリの主著「現代シオニズムの形成—ユダヤ人国家の知的な起源」(1981年) に依拠すると¹⁹⁾ —、

シオニズムには、根源的な矛盾=パラドックスが存在する。ユダヤ民族とイスラエルの土地=パレスチナとの絆の深さと強さには疑う余地は全くない。パレスチナには、あるユダヤ共同体がいつも存在したし、この聖地には、ばらばらとやって来ては住み着き、死ぬユダヤ人も多少は存在した。18世紀もの間、パレスチナから追放されたユダヤ人にとって、イスラエルの地=パレスチナとの絆は、世界中のユダヤ共同体の価値体系とひとつの集団として自覚する過程でいつも大きく立ち現れてきた。もし仮にこの絆が断ち切れ、イスラエルの地=パレスチナがもはやユダヤ人の過去と将来の土地ではないと見なされるとしたら、ユダヤ教は単なる宗教共同体と化してしまい、民族 (Ethnic/National) の要素を喪失していただろう。ユダヤ人をキリスト教徒やイスラム教徒から隔てるものは何かと言えば、明確な宗教信仰だけではなくて、たとえ希薄で不明瞭であっても遙か彼方の父祖の地との絆の存在にほかならない。ユダヤ人をユダヤ人たらしめているものは、まさにこの一点にほかならない。

他方、このような情緒的な、文化的な、宗教的な結びつきの強さがあるにも関わらず、これによってディアスポラのユダヤ人の生活習慣自体は何ら変わらなかった。彼らは日に3回自分たちの解放や世界の変容、エルサレムへの聖遷を祈ったが、彼らは決して移民になってパレスチナの地には移り住まなかった。彼らは毎年エルサレムの神殿の破壊を嘆き、シオンの荒廃を思い起こすべく戸口越しに一片のレンガを置くが、彼らは決してパレスチナへと移り住むことはなかった。特に個人としては、メシアを待望する運動として贖罪の帰還のためにエルサレムに赴くことはあったが、ほどなく立ち消えになった。

シオンへ帰還するという信仰は、決して消

¹⁷⁾ Avi Shlaim, Is Zionism today the real enemy of the Jews?, *International Herald Tribune*, Feb.4, 2005.

¹⁸⁾ Shlomo ben-ami, *scars of war wounds of peace—the Israeli-arab tragedy*, Weidenfeld & Nicolson, London, 2005, ben-ami, Is Zionism today the real enemy of the Jews? Feb.4, 2005. イスラエルのバラク政権

(労働党) 下で外相を務め、2000年7月のキャンプデビッド交渉と2001年1月のエジプト・タバ交渉でイスラエル側代表を率いた。紹介のベンアミ著は同交渉の回想記録。

¹⁹⁾ Shlomo Avineri, *The Making of Modern Zionism*, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1981.

え去ることはなかったものの、キリスト教徒にとってのキリストの再臨以上の意味を持たなかった。シオンへの帰還そのものは、信仰、統合、アイデンティティの象徴としては、ユダヤ共同体の価値体系の中で力強い要素だが、歴史の中で現実を突き動かす能動的な要因としては、全くと言っていいほどおとなしなかった。ユダヤ教の宗教思想では、神の摂理は人間の介入に懐疑的であり、あくまでも受け身的姿勢を正当化しており、ディアスポラのユダヤ人がいつ、どのように救済されシオンに帰還するかは人間の介入によってではなくて、神の摂理によるとされている。

このように見て来ると、イスラエルの地=パレスチナへの深い愛着感がユダヤ人のアイデンティティを形成する最大の特徴になり、にもかかわらず、これを具体化する行動には静謐主義をとるといって、パラドックス=矛盾が存在している。19世紀後半までは、パレスチナへ帰還するという積極的な運動は現れなかった。この運動は、政治シオニズムとして出現し、イスラエル国家の樹立に結実したが、ユダヤ人の歴史の方向とユダヤ人とイスラエルの地との絆の性質を、ともに根源から変えてしまった。これをもたらした本当の理由についてシオニズムを「イスラエルの地=パレスチナ」と関連付ける信仰的かつ弁解的な言葉遣い以上に、何らかの、あるがままの説明が求められる。18世紀の間、受け身的だったユダヤ民族とパレスチナとの絆が、19世紀になって、なぜ、どのようにして、アクティブになったのか、19世紀と20世紀の世俗化された環境の中で、元々宗教的な絆が行動の潜在力になったのは、いったいなぜなのか。こうした問いに対するあるがままの説明が求められるだろう。

19世紀 — 啓蒙の時代とユダヤ解放

シオニストと反シオニストの教科書や政治宣伝の中に見いだせる最も共通した説明は、19世紀にシオニズムが出現した理由を反セム主義に関連付ける説である。例えば、ドイツやフランスに人種主義の理論が現れたこと、1881年～82年にロシアでポグロム（ユダヤ人

虐殺）が発生したこと、1903年のキシユネフの虐殺、そして1894年のドレフース事件など。しかしながら、この説には、別の側面から疑問が投げかけられる。ユダヤ人が身の回りの社会から敵意にさらされたのは、何も19世紀後半が初めてではなかったはずだ。ユダヤ人の歴史は、19世紀に反セム主義が台頭するずっと以前から、キリスト教徒やイスラム教徒の手で迫害された出来事の記録であり、西ゴート族やビザンティン帝国下で迫害され、十字軍の時代に虐殺され、英国、フランスから、その後、スペイン、ポルトガルから衝撃的に追放され、神聖ローマ帝国下では領内の市内には居住を許されなかった。特にポルトガルとイランのペルシャ帝国下では強制的に改宗させられ、イタリアヤモロッコでは特別な衣類を着用させられ、公式の事務所の開設を拒まれた。やがてユダヤ人は諦めてほかの諸国に移住する行動に出た。

だがしかし、ディアスポラ・ユダヤ人の行き先はパレスチナではなかった。19世紀は、なぜ迫害への対応としてユダヤ人をジオンへと向かわせたのだろうか。ロシア帝政下で起きたポグロムと反セム主義的政策によって1882年～1914年の間にほぼ3百万のユダヤ人が難を逃れて脱出したが、このうちわずか1%のみがパレスチナに移住した。大半が米国、カナダ、南米、豪州などへ向かった。迫害を受ける大半のユダヤ人にとっては、シオニズムは決して解決策ではなかったのに、なぜ、19世紀と20世紀になると、パレスチナへと引きつけられるようになったのだろうか。

この19世紀は、ユダヤ人にとって、エルサレムの神殿破壊以来ともいえる「最上の世紀」になった。1789年の仏革命とユダヤ人解放によってユダ人は初めて対等の立場から欧州の社会の中に受け入れられた。初めてユダヤ人は法の下で平等の身分を享受し、学校、大学、職業が徐々にユダヤ人に開放された。1815年と1914年を比較すると、19世紀はユダヤ人の歴史にとって最も革命的といえる世紀になった。1815年当時、欧州のユダヤ人は異邦人の社会の底辺を成す共同体に依然として住んでおり、パリ、ウィーン、ベルリン、ロンドン、

モスクワ、ペテルスブルクといった欧州の大都市でも多くのユダヤ人が居住していたが、それでも公共サービスの場から締め出されていた。学校や大学への入学は許されず、公務員や軍への奉仕も認められず、小規模の商人、仲買人などを糧にする粗末な生活に追いやられ、自分たちの信仰を許されても排除される社会の隙間で生活を見いだしていた。1815年までは、欧州の政治、哲学、金融、医学、芸術、法などの分野に大きなインパクトを与えたユダヤ人はほとんどいない。

ところが、1914年になると、百年に及んだユダヤ人の解放過程は欧州の社会におけるユダヤ人の生活の舞台を底辺部から中心部へと押し上げ、大都市へと集中させ、ベルリン、ウィーン、ブダペスト、ワルシャワ、さらには幾分少ないがロンドン、パリ、オデッサ、それに米国の都市部などにもユダヤ人口が集中するようになった。これらの諸都市でユダヤ人は知的生活の分野に進出し、大学、アカデミー、各学校などが多くの活動拠点となり、ジャーナリズム、文学、音楽、科学、絵画、哲学、心理学などで重要な地位を獲得した。金融界はユダヤ人の大物で溢れ返り、革命運動ではカール・マルクス、モーゼス・ヘス、フェルディナンド・ラサールからロシアの社会革命家や社会民主主義者の著名人に至るまでユダヤ人の多くの指導者を輩出した。ユダヤ人は欧州の啓蒙主義と産業革命の時代における最大の受益者であり、これらの業績はすべてこの百年以内に達成された。

近代の問題 — と「ユダヤ人問題」の根源

以上が、シオニズム紡いできた時代背景だが、ではいったい、こうしたシオニズムが抱えるジレンマ=板挟みに対して、シオニズム自身、どこまで自らを問い、これを解きほぐす答えを提示することができるのか。もし19世紀がユダヤ人にとって本当に良い世紀だったとしたら、この世紀がなぜ、ユダヤ人をおよそ2千年間も不安定ながらも住み着いて来た大陸に根付かせないような運動=シオニズムを生み出すことになったのだろうか。この大きななどに対する答えはどこにあるのか。

19世紀の時代は、依然として「ユダヤ人問題」が存在し、しかもより深刻化していた。これは、単なる経済問題だけではなく、仏革命の1789年以前に異邦人社会の中でユダヤ人が直面したような種類のジレンマ=板挟みの続きという性格のものでもなかった。むしろこれは、ユダヤ人と異邦人の双方に現れた、啓蒙主義とこれに伴いユダヤ人の解放を生み出した、いわば「近代の問題」であった。ユダヤ人の同化や静謐主義という伝統的な仕組みの中では決して解決策を見いだすことができない、近代的な、革新的な答えが要求される特殊な「近代の問題」であった。

19世紀の啓蒙主義の時代とこれに伴う世俗化=非宗教化の進行はユダヤ人に対し、自らをどのように見つめ自己認識するのか、また、自らが非ユダヤ人社会からどのように見られ認識されているのか、といった自己認識に対する意識の見直しを求められる事態になった。啓蒙主義と仏革命以前であれば、非ユダヤ人社会に住むキリスト教徒やイスラム教徒は自らがなんらかの共同体に所属し、ユダヤ人は隔てられ、非協調的な宗教信仰の存在に特徴付けられていた。18世紀の後半までは、キリスト教徒とユダヤ人の違いは何かと尋ねられたら、キリスト教徒側は、宗教上の信仰の違いと答えるだろうし、また、逆に、尋ねられたユダヤ人側も、同じ答えになるだろう。個人および集団のアイデンティティ=自己認識は、宗教の観点から基礎付けられており、ユダヤ人も、自他ともに宗教上の観点から特徴付けられて来た。宗教はまた、ユダヤ人の地位も決定した。ユダヤ人が宗教上の誓約を重視すれば、彼は宗教を基盤にする国家の一部にはなれなかったし、キリスト教社会はキリスト教国家の宗教教理を発現する政治組織と見られていたのも、ユダヤ人は当然排除された。キリスト教社会はユダヤ人に礼拝の自由を許したので、ユダヤ人は寛大に扱われたのだが、この信教の自由の代償は隔離と制限、差別の合法化であった。

キリスト教国家では、キリスト教を信仰しない者は公の場で事務所を保有することはできず、キリスト教徒への何らかの権限も行

使できず、封建時代には領主と領民の関係にも入れず、したがって土地も取得できなかった。また、イスラム教国家でも事情はほぼ同様だった。イスラム教徒でない者は時の権力から排除され、ジズヤ（人頭税）と呼ばれる特別税の支払いを義務付けられた。ユダヤ人がキリスト教社会に入り込むことは決して望ましいことではなく、非ユダヤ社会の羈絆の中に生きる放浪のユダヤ人は時折り善意の施しを受けたとしても、自らが否認する教理を信奉する社会の一員になる意思はなかった。もちろん個人としては、自分が住む多数派の宗教や国家を選んでキリスト教徒やイスラム教徒になるユダヤ人も存在し、多くがそのような道を選択した。しかし、ユダヤ教徒として自由意思から自発的にとどまる道を選んだ者は、改宗が皆に開放されて奨励される中、あえて周縁の地位にとどまる道を選んで、いわば「2重の宗教」信仰者となった。このような周縁部に存在する男女の宗教生活と社会生活を組織したユダヤ共同体は少数派による「半政治組織」を形成、こうして不平等で階層的な社会のバランスを維持しながらユダヤ教はほぼ2千年間存在することができた。このバランスの基本原則とユダヤ人の宗教共同体の孤立化はユダヤ人、異邦人双方ともに身に着けて内面化され、迫害、強制改宗、ポグロム、火あぶりそして追放などによってこのバランスが時に損なわれたものの、ユダヤ人に対するキリスト教の姿勢を支える神学上の基盤によってこうした「差別に基づく寛容」は正当化された。ここでいう「寛容」とは、近代になって万人に対する平等に基づくリベラルな意味を有する寛容の概念とは極めて異なるものだった。ユダヤ人にとってこのバランスの存在こそが、時にゾッとするような崩壊を乗り越えて敵対的な環境の中で生き延びることを可能にしたし、また、ユダヤ人の劣等の地位を、キリスト教社会はユダヤ教に対する勝利主義によって、またユダヤ人共同体は「流浪の神学」によってそれぞれ正当化し、内面化して身に着けることを可能にした。

だがしかし、こうしたバランスの存在は、18世紀以降の啓蒙主義と仏革命の影響により

崩された。世俗化とリベラリズム（自由主義）によって欧州の社会はユダヤ人に対等・平等への門戸を開放、西暦70年のエルサレムの神殿破壊以来初めて、学校、大学、公共サービス、政治、職業などが新たに市民となったユダヤ人に開かれた。法の下での平等、宗教の私的（プライベート）な領域への格下げによって、国家はもはやキリスト教国家とは見なされず、宗教上の信仰の有無に関わらず、すべての市民を包含して内部に取り込む国家になった。まさにこの大変革によって大半の欧州諸国に暮らすユダヤ人は、19世紀初めの周辺的な地位から脱して、百年後の19世紀終わりには中心的な、活躍が目立つ地位へと勢いよくと飛び出して行った。非ユダヤ人社会の開放こそが、これまでの伝統的なユダヤ共同体、すなわち、キリスト教社会でユダヤ人を分離し、差別することをお互いに受け入れて正当化して来たユダヤ共同体には全く適応できないさまざまな問題とジレンマを作り出した。例えば、教育の分野を見れば、18世紀の啓蒙の時代とこれに伴うユダヤ人の解放以前は、非ユダヤ人社会の学校制度はまさに宗教問題であり、ユダヤ人はキリスト教の教育をめざす学校には入れず、キリスト教徒は自ら改宗しない限りユダヤ人の子供を産めず、ユダヤ人は自分の子供をキリスト教の学校へ入れることを夢にも思わなかった。ユダヤ人の子供たちにとって公式に受ける唯一の学校は伝統的なヘデルヤイシュバと呼ばれるユダヤ教の宗教学校だけだった。当時のユダヤ人教育による驚くべき成果として、欧州で最も読み書き能力が高かったのは男子のユダヤ人共同体だった。もっともこの読み書き能力で使用された言語とはすでに死語と皮肉られたヘブライ語によるものだったのだが。その後、ユダヤ人の解放が実現し、ユダヤ人の両親は自分の子供を世俗の一般学校へ入学させることができるようになり、もはやキリスト教の学校はなくなった。当時の宗教教育について言えば、さまざまな科目の中で宗教の科目は、ユダヤ人の子供の場合は免除されたり、個別の宗教の授業を受けることができた。だが、こうした合理的で寛大とも言えるリベラルな

解決によって、実際にはアイデンティティ=自己認識の問題が生じるようになった。各国の世俗化したキリスト教社会では公立学校は土曜日も開校し、日曜日は公休日。すると、ユダヤ人の両親と生徒は土曜日の安息日(シャブバート)に関するユダヤ教の教理と衝突する教育制度にどのように対応するのかという問題に直面した。子供を土曜日に学校に通わせるのか。安息日に何か物書きするのを認めるのか。安息日に試験を受けさせるのか。学校で認めていないユダヤ教の休日はどうするのか。こうした疑問に親たちは、土曜日には子供を休ませたり、重要な試験を除いて物書きを控えさせるなどさまざまに答えたが、家庭では安息日の食事、聖燭、労働しないなどの対応を見せた。

問題は、このようなユダヤ人の個人的な対応策ではなくて、新しい時代のリベラリズム(自由主義)や寛容によっても、ユダヤ人のアイデンティティ=自己認識の問題が解決されず、むしろ悪化した点にある。ユダヤ人であるということはもはや、個人的にユダヤ人として自らの信念を貫くという決断とか、多数派による圧力に屈して改宗を迫られるという性質のものではなくて、平等という名の下で日常の個人的な決断を下すことを常に求められるものに変質した。この問題はとりわけ、ユダヤ人の子弟が大学に進学すると、さらに大きくなった。若者がユダヤ人両親の実家から隔てられ、学生仲間と親しくなったり、コシェルではない食事を取ったりするなどのさまざまな問題に一人で決断を下さなければならなくなった。こうした個人的な決断は、錯綜した妥協の規則に対する禁欲から大きく逸脱しているものだが、どのような決断であれ、ユダヤ人のジレンマ=板挟みを深める結果と

なった。

次に職業生活に入ると、ユダヤ人青年にとって問題はさらに蓄積された。彼が開業医になると、自分のクリニックを土曜日やユダヤ教の休日に開くのか、異教徒の仲間の医師と同じクリニックを共有するのかなども決めなければならず、板挟みは深刻化する。銀行員、公務員、公立学校の教師になっても、同様の問題に直面する。異教徒の仕事仲間と仲良く交わろうとすると、食事のときにコシエルの問題が生じる。

以上これまで述べた事は、些末で取るに足りない、ありふれた問題かもしれないし、決して権威ある倫理学者や神学者を興奮させるような問題ではないだろう。だが、日常の行為、ライフスタイル、アイデンティティ、自尊心などの問題は、ユダヤ人一人一人が個人として答える問題であり、ゲトトに住んでいた彼らの父祖たちが決して直面して来なかったジレンマ=板挟みの問題であった。こうしたユダヤ人の伝統的な規範によっては決して答えを見つけれられない新世界の問題が、自由な世界へ向けて解放された世俗化したユダヤ人の前に解き放たれた。

欧州ナショナリズムとドレフュース事件²⁰⁾

こうした、これまで述べて来たリベラリズム(自由主義)の文脈におけるアイデンティティ=自己認識のジレンマ(矛盾)に加えて、今度は欧州のナショナリズム(民族主義)がユダヤ人にもたらした苦境(Predicament)という要素を付け加へなければならぬ。1789年の仏革命から解き放たれたのは、「リベラリズム」と「世俗主義」だけではなく、もう一つ、「ナショナリズム」があった。近代に生きる世俗的で教育を受けたユダヤ人は、自分た

²⁰⁾ 1894年10月15日、ユダヤ人の仏軍参謀本部のアルフレッド・ドレヒュース砲兵大尉(1859~1935)が国防機密文書をドイツに売り渡したスパイ容疑で逮捕され、軍法会議で終身流刑の判決(12月)、位階を剥奪(95年1月)。だが、1896年に真犯人が判明、98年作家エミール・ゾラ、「我、弾劾す」発表、ゾラも有罪判決に。だが、仏軍部は威信保持からあくまでも真犯人を庇い、99年再審後も有罪判決を下した。同年9月大統領令により特赦、1906年最高裁判所で無罪言い渡し、同年7月叙勲式で12年ぶりに名誉回復。この事件取材したウィーン紙バリ特派員のユダヤ人テオドル・ヘルツル(1860~1904)は「ドレフュース事件が私をシオニストにした」と憤激、1896年2月、政治的シオニズム運動の旗揚げとなった『ユダヤ人国家』を出版した。Theodor Herzl, *The Jewish State*, Translation of Judenstaat, Dover Publications, Inc., New York, 1946, p.35.

ち固有の特徴を削ぎ落としたものの、近代国家の国民統合と結合の中に国民として自らのアイデンティティを見いだそうとする非ユダヤ社会に対する困難さに直面した。これまでキリスト教という宗教を重視してきた異教徒の社会の自己認識は、何ら差異を受けずに普遍的な友愛に取って代わられたのではなく、むしろ、新たなナショナリズム(民族主義)、エスニシティ(民族性)、共通の言語、共通の歴史に取って代わられた。もし人々が自らをキリスト教徒とか、隣人をユダヤ教徒とか見なくなったとしても、こうした自己認識に変わって今度は、自らをフランス人、ドイツ人、ロシア人、ポーランド人、ハンガリア人等と見るようになった。

こうして欧州に出現し、台頭し、広がり始めたナショナリズムの世界の中へ、近代になって解放されたユダヤ人が入り込み、自らの新たなアイデンティティ危機のジレンマ=板挟み状態に直面することになった。ユダヤ人は誰でも、もはや以前の旧キリスト教社会へユダヤ人として復帰することは望まなかったものの、今やこのキリスト教社会は普遍性を基礎に門戸が開かれた。いったい、ユダヤ人は自らをフランス人、ポーランド人、ドイツ人などに見なすのか。あるいは相手からそう見られるのだろうか。フランスで暮らす子供たちが学校で、自分たちの祖先は北イタリア、フランス、ベルギーなど古代ケルトの土地に住んでいたゴート人(ガリア人)だと学んだら、ユダヤ人の子供はそう受け止めるだろうか。ドイツの学生はユダヤ人の同僚を同じ祖先と思うだろうか。1789年の仏革命の普遍的な「内包性」の原則は、近代ナショナリズムによる「排他性」の歴史によって緩和された。1896年のドレップフェース事件にテオドル・ヘルツルが衝撃を受けたのは、なにも、当時のフランス社会に蔓延していた敵意に満ちた反セム主義に対してだけではなく、このドレップフェースの人物こそは、完全に解放され、出世して見事に社会に同化し、世俗化した人間であった、という恥ずべき事実であった。アフフレッド・ドレップフェース大尉以上に、愛国的で軍国主義的で非ユダヤ人的な人

物は見当たらない。ドレップフェースに国家反逆の嫌疑がかけられた時、フランスの世論は「彼は犯人に違いない。本当のフランス人にははく、ユダヤ人だから」と見た。こうした世論の反応以上にユダヤ人解放と同化の約束に対する深刻な打撃は考えられない。

欧州で近代的な世俗主義のナショナリズムが台頭するにつれてユダヤ人の間にリベラリズムとナショナリズムの新しい覚醒が生まれ、近代ヘブライ文学、ユダヤ人の啓蒙運動ハスカラも発展、レオ・スピッケル、テオドル・ヘルツル、マクス・ノルダウら政治的シオニズムの創設者たちは、伝統的な宗教的背景はなく、欧州のインテリ階級の思想を身につけた欧州の教育の「産物」だ。東欧のポグロムや貧困単なる生存と経済上の安定のみを求めるユダヤ人はアメリカへ移民した。パレスチナへ移動したユダヤ人は単にポグロムや経済の安定と成功だけではなく、1780年代以降の欧州の文化と新たに目覚めた民族意識から生じた民族自決、アイデンティティそして自由を求めたためだった。

「シオニズム」— 解放目指す普遍的な世界史

以上、シオニズムの歴史と構造について主にアブネリの主著の論考に沿って考察してきたが、彼はシオニズムとは何かを以下のように終局的に結論付ける。

「そもそもシオニズムとは、欧州でユダヤ人が解放されたあとに現われた一つの現象であり、父祖の地エレット・イスラエル=パレスチナとの歴史的な絆を利用しながら、ユダヤ教という宗教的な伝統の中で強力だが不活発で休眠状態だった一つのシンボル=象徴を活性化させて、現実の歴史の焦点に仕立て上げた。

ユダヤ民族主義は、仏革命、近代主義、世俗主義によって解き放たれた観念や社会構造が及ぼした影響のひとつの特異な側面だった。ユダヤ民族主義は、単に反セム主義に対して応答したものというよりは、むしろリベラリズム(自由主義)とナショナリズム(民族主義)からの挑戦に対して応答したものだった。だからこそシオニズムは、19世紀や

20世紀以前のいかなる時代においても決して現れることはなかったのだ。

シオニズムは、ユダヤ人の生活の中で最も根元的（根源的）な革命だった。宗教上の伝統的なユダヤ教正統派の自己認識=アイデンティティに代わって、ユダヤ民族としての世俗的な自己認識=アイデンティティへと置き変えた。シオンへの帰還を、受け身的で静寂的で信仰上の希望から、効果的な社会的な力へと変えて、数百万人をイスラエルへと導いた。単に宗教用語にすぎなかった言語を、民族=国民国家の近代的で世俗的なコミュニケーションの言語様式へと変えた。

ユダヤ人とパレスチナとの結びつきを宗教的に反復するだけではシオニズムの出現を説明するには全く十分ではない。シオニズムの出現は、迫害に対する一民族からの応答というばかりでなくて、世俗化とリベラリズムという近代の状況下で民族自決と解放を希求する思想・運動である。シオニズムは、離散と帰還というユダヤ人の歴史の一部である。と同時にまた、人間の解放と自らのアイデンティティを希求する普遍的な世界史でもある」²¹⁾。

（続く）～ 次は第3章 パレスチナ民族主義の歴史と構造 — 「パレスチナ問題」の根源はどこに 参考文献は最終回に一括掲載の予定。

²¹⁾ Avineri, ibid., p.13.

